

農商工労働常任委員会 議事次第

令和 7 年 6 月 9 日 (月)
午 後 1 時 3 0 分 ~
於 : 第 7 委 員 会 室

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管部局の事務事業概要等
- 5 今後の委員会運営
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

農商工労働常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委 員 長	瀧 脇 正 明	自 民	子育て	
副委員長	秋 田 公 司	〃	地 域	
〃	池 田 輝 彦	公 明	暮らし 議 運	
委 員	四 方 源太郎	自 民	子育て	
〃	宮 下 友紀子	〃	◎ 暮らし 議 運	
〃	田 島 祥 充	〃	◎ 地 域	
〃	北 岡 千はる	維 国	新技術	
〃	竹 内 紗 耶	〃	文化力 議 運	
〃	光 永 敦 彦	共 産	文化力 △ 議 運	
〃	迫 祐 仁	〃	暮らし	
〃	田 中 健 志	府 民	○ 暮らし	

◎ 委員長 ○ 副委員長 △ 理事

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿

【商工労働観光部】	
商工労働観光部長	上 林 秀 行
商工労働観光部企画調整理事 (副部長兼務(労働担当))	河 島 幸 一
商工労働観光部観光政策監 (副部長兼務)	野 口 礼 子
商工労働観光部副部長 (総括担当)	玉 木 利 忠
商工労働観光部副部長 (産業創造担当)	山 本 太 郎
商工労働観光部理事 (情報基盤担当)	浅 沼 真 也
労働政策室長	明 石 俊 一
観光室長	西 田 剛
産業労働総務課長	安 藤 成 司
産業労働総務課参事	疋 田 英 登
中小企業総合支援課長	田 村 弘 之
産業振興課長	安 達 雅 浩
染織・工芸課長	草 分 隆 司
産業立地課長	森 本 耕 次
経済交流課長	澤 田 美 香
文化学術研究都市推進課長	芝 田 雅 貴
雇用推進課長	安 村 真
人材育成課長	浅 利 賢 司

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長	相 木 敢

【農林水産部】	
農林水産部長	小 瀬 康 行
農林水産部副部長	荻 安 彦
農林水産部技監	塚 脇 健
農林水産部理事 (経営支援・担い手育成課長事務取扱)	小 塩 佳 市
農政課長	福 田 純 一
農政課参事	高 橋 英 樹
農政課参事	八 谷 純 一
農村振興課長	今 中 豊
農村振興課参事	野 田 敦 司
農村振興課参事	藤 井 伊
経営支援・担い手育成課参事	山 川 彰 宏
流通・ブランド戦略課長	加 茂 雅 紀
流通・ブランド戦略課参事	藤 田 信 也
農産課長	瀬 戸 谷 隆 治
農産課参事	浅 野 智 士
畜産課長	黒 田 洋 二 郎
水産課長	川 原 崎 尚 志
林業振興課長	矢 谷 陽 治
林業振興課参事	橋 本 泰 成
森の保全推進課長	中 村 大 地

(計 39 名)

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 中小企業の振興対策について
- 2 就労・雇用対策について
- 3 産業及び観光の振興対策について
- 4 農林水産業の振興対策について
- 5 農山漁村地域の活性化対策について

令和7年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	--	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1 日間

1 日	1	開会
	2	中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3	委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4	その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5	閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1 - 1

※特別委員会の年間運営 別紙 1 - 2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

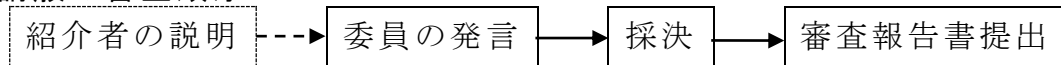
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注）委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙 5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙 6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙 7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会 の 年 間 運 営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5 月	5 月臨時会 (5/23) 特別委員会設置、正副委員長互選
6 月	・ 合同委員長会議 (6/4) 委員会運営の申合せの協議、確認 ・ 初回特別委員会 (6/10) 出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※ 1) 6 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
7 月	
8 月	(毎月常任) (※ 2) ・ <u>管内外調査</u> (1 泊 2 日又は 2 泊 3 日)
9、10 月	9 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
11 月	(毎月常任) (※ 2)
12 月	12 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
1 月	(毎月常任) (※ 2)
2、3 月	2 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
4 月	(毎月常任) (※ 2)
5 月	5 月臨時会 【政策提案・提言としてまとめる場合】 ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言としてまとめない場合】 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※ 1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

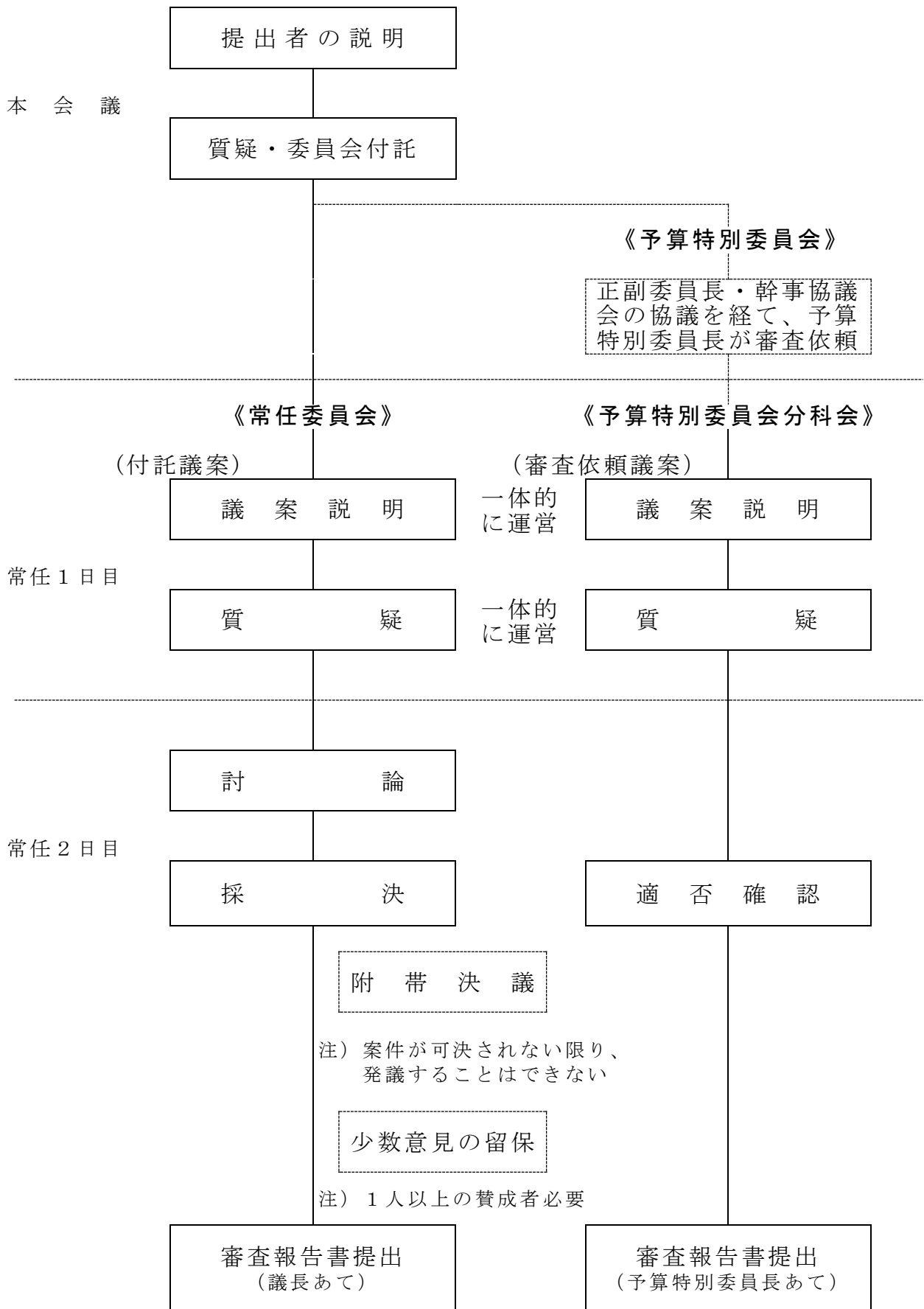
(※ 2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議 案 の 付 託 区 分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

予算議案に密接に関連する議案				
議決権の内容	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議 案 審 査 の 流 れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参加することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長

様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目 的

I C Tの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第 122 条第 1 項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 W i - F i ルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会W i - F i ルーターを利用する際は、別添「京都府議会W i - F i ルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ※の対象資料等 ※文字検索が可能な PDF 形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。

なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。

- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会W i - F i ルーター利用規約同意書

京都府議会W i - F i ルーター利用規約に同意し、府議会W i - F i ルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第 1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和 3 年 3 月に策定した I C T 利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和 31 年京都府議会規則第 2 号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第 2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第 3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第 4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
※及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
- (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関係する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面で情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

令和7年度

京都府商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部

I 商工労働観光行政の執行体制

1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

＜本庁＞（〒602-8570）京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-342-0303)

＜中小企業応援センター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-366-4357)

＜商店街創生センター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター4階) (075-342-0303)

産業振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-4852)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

＜京都海外ビジネスセンター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター3階) (075-366-4364)

文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

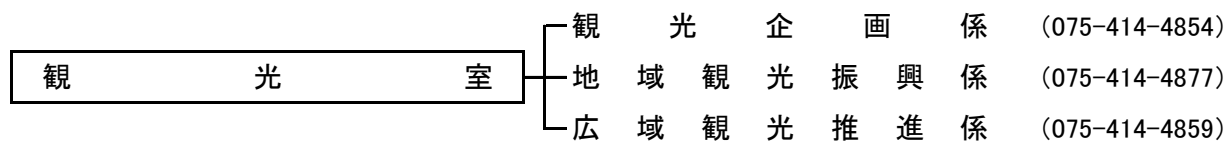
労働政策室	労働政策企画係	(075-414-5082)
	リカレント教育推進係	(075-414-5550)
	人材確保推進係	(075-682-8925)

＜京都府生涯現役クリエイティブセンター＞(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
(京都経済センター3階) (075-741-8630)

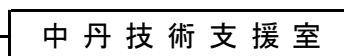
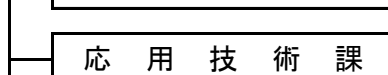
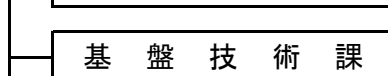
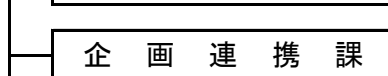
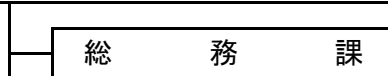
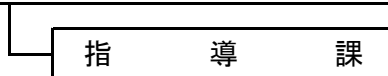
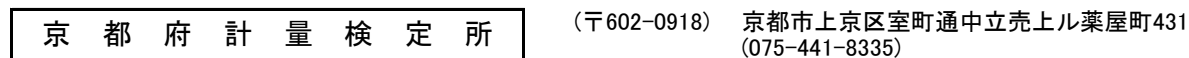
＜京都企業人材確保センター＞(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70
(京都テルサ内) (075-682-8948)

雇用推進課	雇用推進係	(075-692-3232)
	北部ジョブパーク係	(0773-22-3857)
	安定雇用・障害者雇用推進係	(075-682-8918)

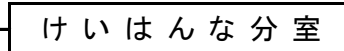
＜京都ジョブパーク・京都お仕事相談窓口＞(〒601-8047)京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内) (075-682-8915)
＜北京都ジョブパーク＞(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内) (0773-22-3815)



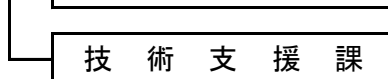
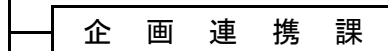
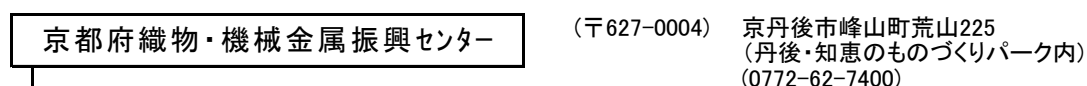
<地域機関>

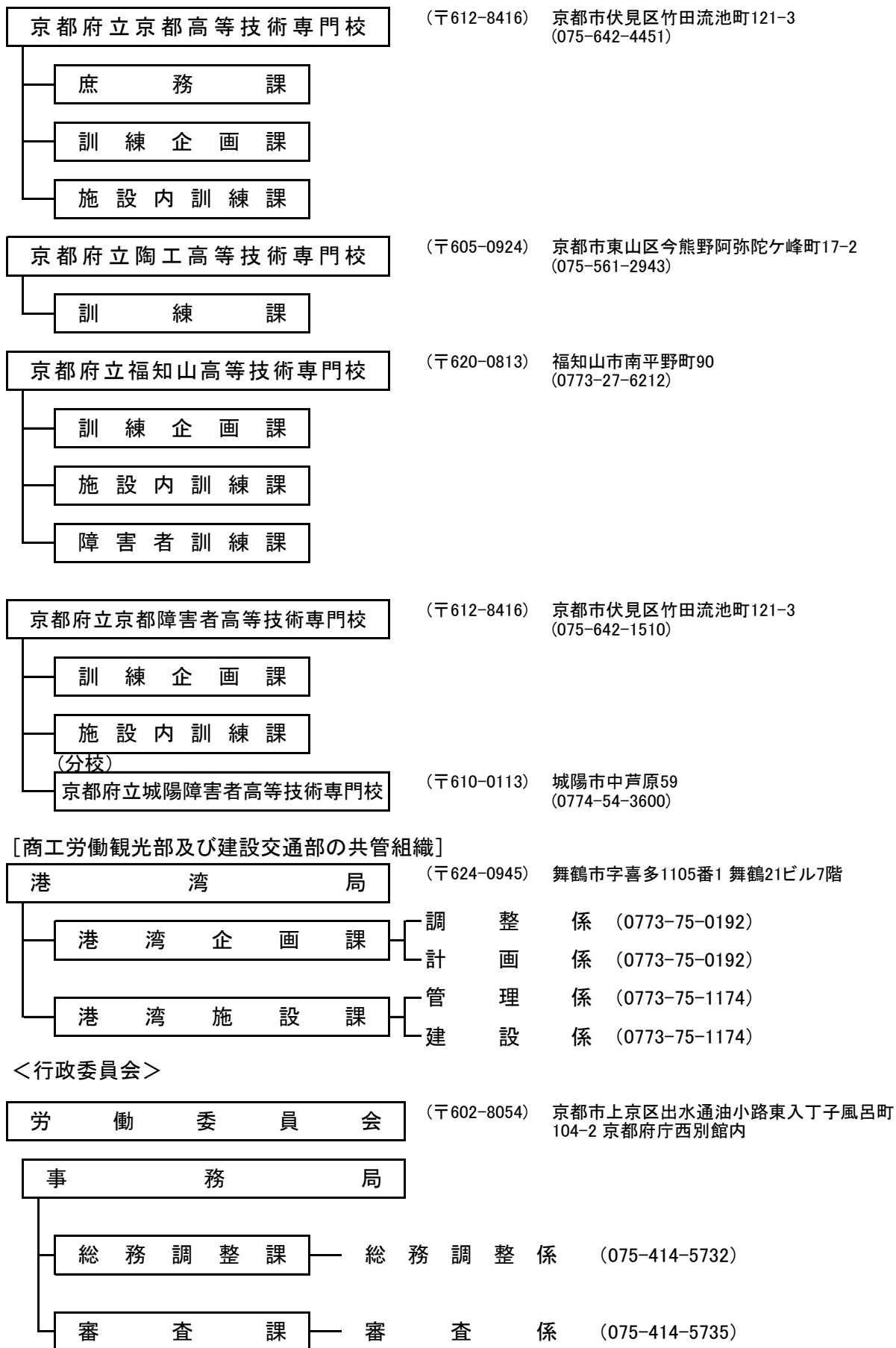


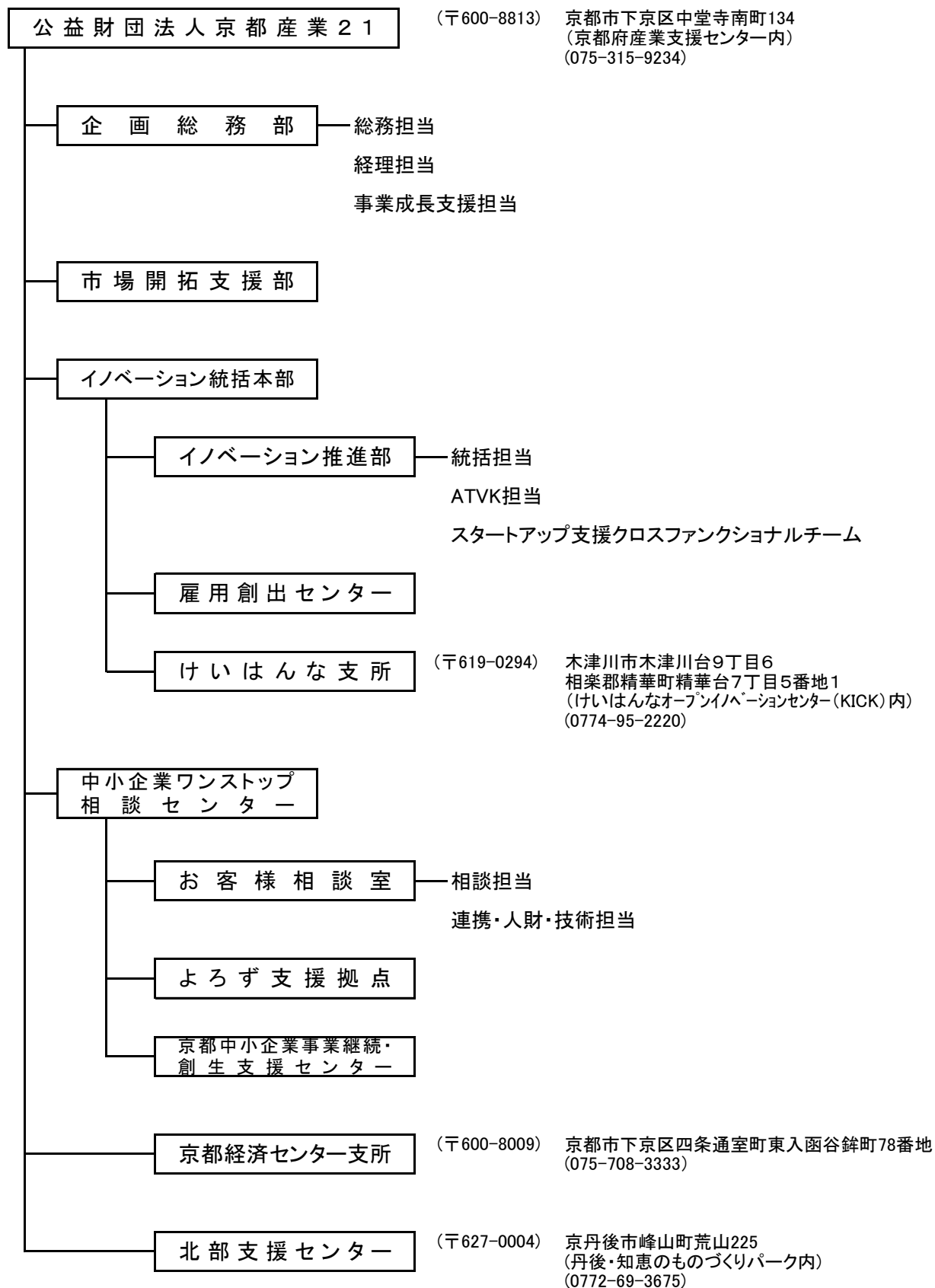
(〒623-0011)
綾部市青野町西馬場下33-1
(北部産業創造センター内)
(0773-43-4340)



(〒619-0225)
木津川市木津川台9丁目6
(〒619-0238)
相楽郡精華町精華台7丁目5番地1
(けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)内)
(0774-95-5050)







2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

[商工労働観光部]

《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

《中小企業総合支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

《産業振興課》

- (1) ものづくり産業（染織・工芸課の主管に属するものを除く。）の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業、ベンチャー及びスタートアップの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。
- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関すること。

《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関すること。
- (2) 工芸の振興及び支援に関すること。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関すること。

《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関すること。
- (3) 府営工業団地等に関すること。

《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関すること。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関すること。

- (3) 外国企業誘致の促進に関すること。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関すること。
- (5) その他貿易に関すること。

《文化学術研究都市推進課》

- (1) 文化学術研究都市建設計画の総合調整に関すること。
- (2) 文化学術研究都市の土地利用計画に係る調整に関すること。
- (3) 文化学術研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関すること。
- (4) その他文化学術研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

《労働政策室》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関すること。
- (6) その他労働に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《雇用推進課》

- (1) 雇用施策及び就業支援施策の推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

《人材育成課》

- (1) 人材育成政策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 職業能力開発及び職業訓練に関すること。
- (3) 技能検定に関すること。
- (4) 職業訓練指導員の免許に関すること。
- (5) 高等技術専門校に関すること。

《観光室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関すること。
- (3) 旅行業に関すること。
- (4) 観光統計に関すること。
- (5) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (6) 広域観光及び MICE の振興に関すること。
- (7) その他観光に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関すること。
- (3) 港湾統計調査員に関すること。

《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労務者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

【地域機関】

《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (2) 指定定期検査機関に関すること。
- (3) 特定計量器等の製造、修理及び販売等の届出に関すること。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関すること。
- (5) 指定製造事業者に関すること。
- (6) 基準器検査に関すること。
- (7) 計量証明の事業に関すること。
- (8) 計量証明検査及び指定計量証明検査機関に関すること。
- (9) 適正計量管理事業所に関すること。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関すること。
- (11) 計量の普及推進に関すること。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関すること。

《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関すること。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 産学公連携推進に関すること。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関すること。
- (5) 設計計測、材料評価、化学分析、電気通信、食品バイオ、表面構造等に関すること。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関すること。
- (7) その他産業の振興発展に関すること。

《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関すること。
- (2) 意匠の改善及び試作に関すること。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関すること。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関すること。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関すること。

《京都府立高等技術専門校》

- (1) 普通職業訓練に関すること。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものの行う職業訓練の援助に関すること。
- (3) その他職業能力開発に係る必要な業務に関すること。

【行政委員会】

≪労働委員会事務局≫

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。
- (3) 労働争議の実情調査に関すること。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関すること。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関すること。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関すること。
- (7) 労働組合の資格審査に関すること。

Ⅱ 令和7年度京都府予算（令和6年度2月補正予算を含む）の概要

令和7年度予算においては、京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を実感していただくための予算を編成した。

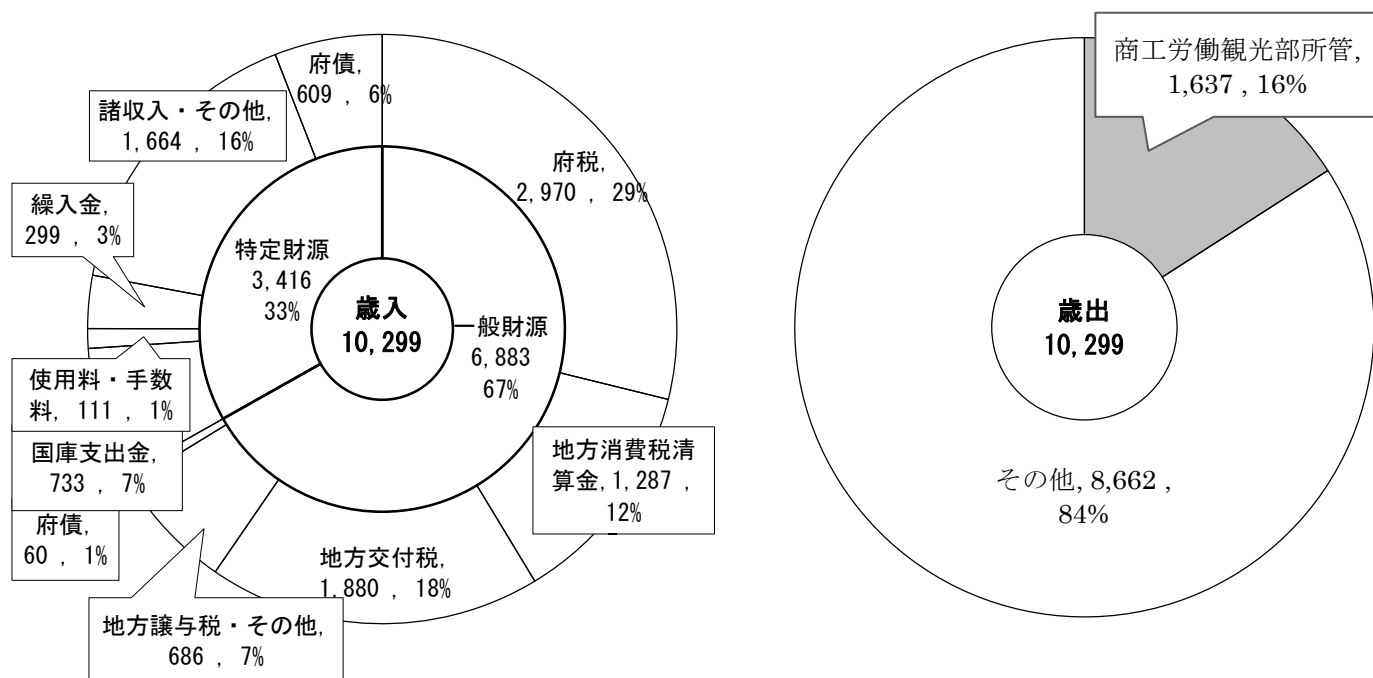
◆あたたかい京都づくり

- 全ての営みの土台となる「安心」
 - ・安心できる健康・医療・福祉
 - ・災害・犯罪等からの安心・安全
- 子どもたちを育み、絆を守る「温もり」
 - ・子育て環境日本一・京都
 - ・誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ・共生による環境先進地・京都
- 希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」
 - ・未来を拓く京都産業
 - ・文化の力で世界に貢献する京都
 - ・交流と連携による活力ある京都

【令和7年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和7年度予算 (当初予算)	令和6年度 2月補正予算	令和6年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆298億8,100万円	306億1,800万円	9,950億3,100万円
	特別会計	5,332億5,600万円	—	5,762億1,300万円
	公営企業会計	419億2,400万円	—	376億7,300万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,637億964万円	13億1,500万円	1,655億6,047万円
	特別会計	2億4,496万円	—	2億821万円

【令和7年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



Ⅲ 令和7年度の商工労働観光部 重点施策概要

○子どもたちを育み、絆を守る「温もり」

(1) 子育て環境日本一・京都

◆子育てにやさしい職場づくり事業費〈継続〉73,000千円

【趣旨】

府内企業の人材確保・定着に向け、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業の実践を促進するとともに、外国人材の受入に係る就労環境の整備に対する支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 子育てにやさしい職場づくりに取り組む企業への支援

子育てにやさしい職場づくりに要する経費に対する補助

(2) 府内企業の子育てにやさしい職場づくりに向けた伴走支援

中小企業の現場を熟知した「子育て企業サポートチーム」による伴走支援の実施

(3) 子育てにやさしい職場づくりに資するサービス提供企業等への支援

子育てにやさしい職場づくりに資するサービス等を実施する事業者に対する補助

(4) 子育てにやさしい職場づくり実践企業の発信と意識改革への取組

優良実践企業を対象としたジョブ博等による人材確保やメディアを通じた情報発信

(2) 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

◆京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費〈継続〉１８０，０００千円

【趣旨】

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生１００年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

【主な事業内容】

(1) クリエイティブセンターの運営

ア 企業・従業員に対する相談・支援

センター利用者に対する学び直しのアドバイスや再就職相談等を実施するとともに、企業の人材育成等に関するアドバイスや受講の斡旋、研修の受入先開拓等を実施

イ 社会人向けリカレント教育の実施

大学等との連携により、京都産業を牽引する人材や地域課題解決の担い手を育成する実践的なリカレント教育を実施するとともに、AI 機能を導入したオンライン学習プラットフォームを整備し、自発的な学び直しの機会を提供

ウ マッチング支援

転職・再就職から起業、地域貢献まで、新たな環境での活躍を目指す方に対し、マッチング支援を実施

(2) 産官学労連携によるリカレント教育の推進

ア 京都府リカレント教育推進機構の運営

大学、経済団体、労働者団体、金融機関、教育機関、行政機関等からなる「京都府リカレント教育推進機構」により、オール京都体制で府内のリカレント教育を推進

イ 産官学労連携によるプログラムの実施

企業と大学等を繋ぐ「リカレントコーディネーター（仮称）」の配置等により、リカレント教育推進機構参画団体が実施するリカレントプログラムを支援

◆障害者雇用促進・活躍応援事業費〈一部新規〉 219,238千円

【趣旨】

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 障害者雇用定着環境整備事業

ア 障害者雇用企業サポートセンター事業

障害者に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案やアドバイスの実施、「企業内サポーター」の育成等により、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進

イ 障害者就業・生活支援センターの運営

府内8箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、就業から生活、定着までを支援

ウ 障害者雇用施設整備事業等事業費補助金

働きやすい職場づくりのため、障害特性に応じた施設整備等に対して支援

エ 就労を希望する障害者と企業の適正に合った就労支援事業

京都ジョブパークが障害者支援を行う地域就労支援機関と京都企業のパイプ役となり、府内全域で適性に合った就労を促進

(2) 障害者就業支援事業

ア 京都ジョブパークはあとふるジョブカフェによる支援

相談から実習、マッチング、定着まで特性に応じてきめ細かく支援

イ 障害のある大学生のオープン就労の促進

障害のある大学生がオープン就労を選択できる環境を整備するため、モデル企業育成塾や個別座談会を実施

ウ 府立高等技術専門校における障害者訓練

障害の種別・特性や企業ニーズに応じた職業訓練を実施

(3) 共生による環境先進地・京都

◆ZET-valley推進事業費〈一部新規〉18,000千円

【趣旨】

国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。

【主な事業内容】

(1) 自動車業界との連携による脱炭素テクノロジーの社会実装の促進

「京都モビリティ会議」への出展による自動車業界との共創事業の創出や販路開拓等の推進

(2) 「ZET-BASE KYOTO」の運営等

インキュベーション施設「ZET-BASE KYOTO」の運営及びスタートアップ企業や住民向け体験・交流イベント等の開催

(3) 先導拠点の検討

JR 向日町駅東口再開発に連動した産学公連携のハブとなる「先導拠点」の検討

(4) 脱炭素技術の共創プロジェクト創出

ア 「ZET-summit」の開催

国内外の脱炭素関連スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場として「ZET-summit」を開催

イ 「ZET-college」の開講

いくつもの学問分野、産業分野にまたがる脱炭素の課題を総合的な知見及び柔軟な発想で解決できる人材を育成する「ZET-college」を開講

○希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」

(1) 未来を拓く京都産業

◆金融・経営一体型支援体制強化事業費〈一部新規〉560,000千円

【趣旨】

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。

【主な事業内容】

(1) 金融・経営一体型支援ネットワーク

厳しい経営環境にある中小企業の経営改革に向け、金融と経営が一体となった伴走支援を実施するため、金融機関と経営支援機関の橋渡しを行う特別経営指導員の配置に加え、高度化する経営課題に対応する経営支援コーディネーターの配置等により、経営相談体制を強化

(2) 中小企業持続経営支援補助金

金融と経営の一体型支援を推進する中小企業応援隊の支援ツールとして、中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」とビジネスモデル転換等を支援する「チャレンジ枠」により個々の企業の状況に応じたきめ細かい支援を実施

新たに「特別経営支援枠」を設け、他企業のモデルとなる横展開可能な先駆的取組を支援

区 分	ステップアップ枠		チャレンジ枠		特別経営支援枠
対 象 者	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者	中小企業者等
補 助 率	2／3	1／2	2／3	1／2	2／3
補助上限	20万円	30万円	60万円	80万円	100万円

◆生産性向上・人手不足対策事業費〈一部新規〉800,000千円

【趣旨】

中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。

【主な事業内容】

(1) 生産性向上に向けた勉強会等の取組への支援

対 象	・ 中小企業が属する各種組合、企業グループ ・ 社会福祉関係団体等
支援内容	・ 生産性向上に資する取組の好事例やノウハウを取り込むための勉強会・ワークショップ等の実施に要する経費 ・ 介護・福祉職場サポートセンター（仮称）の設置

(2) 生産性向上に資する設備導入等への支援

対 象	(1) の生産性向上に向けた勉強会等に参加した ・ 組合、グループ、これらに属する中小企業 ・ 高齢、障害者施設等（京都市内を除く） ・ 保育所、幼稚園等
支援内容	生産性向上に資する設備導入や人材育成等に要する経費
補 助 率	3 / 4 （補助上限：2,000 千円）

◆産業創造リーディングゾーン総合推進費〈継続〉26,000千円

【趣旨】

産業創造リーディングゾーン全体の取組を進めるため、戦略的で一元的な広報や企業誘致の推進、産学公が連携して行う実証事業や研究会等を実施する。

【主な事業内容】

(1) 産業創造リーディングゾーン戦略的広報発信事業

産業創造リーディングゾーン特設サイトの保守管理及び各ゾーンの取組と連携した情報発信の強化を実施

(2) リーディングゾーン誘致推進費

海外とのネットワークを持つリーディング推進員により外国企業・スタートアップの誘致を推進

(3) けいはんな産学公連携産業創造事業

大学・研究機関と社会課題の解決に向けた取組に関心を持つ企業とのネットワークを構築し、ビジネスマッチングを推進

(4) 産業創造リーディングゾーン推進加速化事業

リーディングゾーンの形成に向けて、具体的なテーマ設定をするため、企業や大学等を巻き込んだ実証事業、研究会及び調査等の実施

◆アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費〈継続〉 22,000千円

【趣旨】

令和5年10月31日にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。

【主な事業内容】

- （１）グローバル拠点化の推進による海外の企業・大学と入居企業を含む国内の産学公との交流を促進
- （２）ATVK 参画企業のイノベーション創出支援及び他のイノベーション拠点との連携によるオープンイノベーションを促進
- （３）大阪・関西万博の開催を契機に、関西を訪れる国内外の投資家、スタートアップ企業等とATVK 参画企業の交流イベントを開催

◆太秦メディアパーク共創拡大事業費〈一部新規〉 12,000千円

【趣旨】

アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。

【主な事業内容】

- （１）京都市との連携プロジェクトの推進
「京まふ」×「Bit Summit」等の府市共同プロモーションや、「京まふ」来場者向けのBtoBサイドイベントを実施
- （２）「太秦 NINJA PITCH」の開催
「映画・ゲーム・マンガ・アニメ×スタートアップ」の異分野融合を題材にしたスタートアップピッチ会を開催するとともに、新たに「京まふ」「Bit Summit」で予選会を開催
- （３）時代劇の無形文化財登録に向けた活動の推進
学術調査結果を踏まえた無形文化財登録に向けた活動の推進
- （４）大学との共創プロジェクトの推進
コンテンツ関連企業と大学との融合プロジェクトの創出

◆**伝統産業産地振興拠点創出事業費〈継続〉 94,000千円**

【趣旨】

海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。

【主な事業内容】

(1) **テキスタイル創造開発プログラムの実施**

国内外のデザイナーやアーティストなどのクリエイティブ人材と染織産地が協力して行う、高級ファッションやインテリア・建材市場などをターゲットとした新たな発想や感性による商品開発を支援

(2) **海外マーケットへの展開支援**

工芸にアート、デザインの要素も盛り込んで新たな展開を図る「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会において、上海「KYOTO HOUSE」等での新たなビジネス展開や商談会を開催

(3) **「Kyo-Densan-Biz」を核とした総合支援**

伝統産業ビジネス支援拠点「Kyo-Densan-Biz」のコーディネーターが、京都の伝統産業事業者の成長・発展を総合的にサポート

(4) **新事業展開のための新商品開発等に対する助成**

異業種の事業者と連携した新商品開発や販路開拓等に要する経費を支援

◆**グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費〈一部新規〉 84,000千円**

【趣旨】

オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。

【主な事業内容】

(1) **ディープテック領域に特化したエコシステムの機能強化**

海外インキュベーターの誘致や新技術の社会実装を加速させるための検討会議の設置

(2) **グローバル・スタートアップイベント開催事業**

- ア 万博開催期間中に国内最大級の国際スタートアップイベント「IVS KYOTO」を開催
- イ 国内外の起業家教育プログラムの優秀者等を集めた小中高生が主役のカンファレンス「IVS YOUTH」を開催

(3) **スタートアップ・ダイバーシティ推進事業**

海外人材の生活から起業・ビジネス展開まで一貫した支援により、オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティを推進

(4) **大型資金獲得等支援事業**

世界的ショーケースイベントへの出展により、スタートアップ企業の大型資金調達や海外展開を促進

◆京都次世代半導体産業推進事業費〈新規〉 15,000千円

【趣旨】

半導体エコシステムの構築や国内外からの企業・人材の集積など、(仮称) 京都半導体バレー構想の骨格で掲げた未来像の早期実現に向け、オール京都の推進体制を整備し取組に着手する。

【主な事業内容】

(1) 産官学による推進体制の構築

産官学による推進協議会の運営、部会・研究会による取組の推進や、京都の半導体関連企業の技術や協業状況に係る調査の実施

(2) 京都の半導体関連企業のビジネス機会創出等

半導体関連の国際学会や国際展示会において、ビジネスマッチングの機会創出を図るとともに、京都の半導体関連企業の強みを国内外に発信

◆宇宙市場開拓・連携拡大事業費〈新規〉 1,000千円

【趣旨】

産学公連携により、京都北部地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。

【事業内容】

宇宙関連の研究者・企業・団体等で構成される京都・スペースコンソーシアム(仮称)を設置し、業界に係る勉強会やビジネス交流の実施による情報面・研究開発面等での協力体制を構築

(2) 文化の力で世界に貢献する京都

◆和食と世界の食サミット開催事業費〈新規〉 52,000千円

【趣旨】

大阪・関西万博を契機に食をテーマにしたシンポジウムや食の祭典などを開催することで世界の食文化との交流を図り、和食の魅力を世界に発信するとともに、府域への誘客や人材の育成を促進する。

【主な事業内容】

(1) 和食と世界の食サミットの開催

ア 京料理店による特別弁当や多種多様な料理・スイーツ等の販売等を通じて和食と世界の食を味わえる食の祭典を令和7年5月に開催

イ 和食の料理人と世界のトップシェフによるシンポジウムやレセプションを令和7年6月に開催

(2) 府域への食をテーマとした誘客を促進する取組

ア 地域の「いちおし食材」を活用した魅力発信

イ 府域でのPRイベント等の開催

◆京都の川巡り事業費〈新規〉 11, 300千円

【趣旨】

大阪・関西万博を契機とした淀川舟運の更なる活性化のため、国・地域・民間事業者と連携した淀川沿川でのにぎわい創出イベントを開催し、府域への誘客を促進する。

【主な事業内容】

国が実施する淀川舟運の運航に併せて、国・地域・民間事業者と連携して淀川沿川でのにぎわい創出イベント「淀川舟運フェスティバル」を令和7年5月に開催

◆「けいはんな万博2025」開催事業費〈新規〉 200, 000千円

【趣旨】

けいはんな学研都市のポテンシャルを最大限に発揮した様々なコンテンツを披露し、高い研究開発力と豊かな歴史文化資源を世界に向けて発信する。

【主な事業内容】

(1) 4つのテーマごとの祭典を開催

ア ロボット&アバター・ICT

遠隔操作ロボットの競技大会や次世代モビリティの走行などを通じて、先端技術を実体験する機会を創出

イ ウェルビーイング

フードテックや食を中心としたシンポジウムやイベントを開催し、未来社会の健康に触れ、考える機会を創出

ウ スタートアップ

グローバルスタートアップフェスや住民参加型の技術実証を通じ、ビジネス機会の創出や地域課題の解決等に向けたイノベーションを促進

エ サイエンス&アート

「けいはんなみゅーじあむ」の開催や、研究者と住民・子どもとの交流イベントを通じて、文化や科学に触れる機会を創出

(2) オープンラボ・テックツアー

国内外の来場者に、けいはんな地域に立地している研究機関・企業の先端技術を公開し、交流を活性化することでオープンイノベーションを促進

(3) 国際イベント

国際会議の開催や府内大規模イベントに合わせたサイドイベントの実施により、けいはんな地域をPRし、イノベーションを促進

(4) 集客・賑わい創出イベント等

開会式や閉会式、テーマに合わせた期間限定の店舗の出店イベント等の実施により、けいはんな学研都市に訪問するきっかけや賑わいを創出

(3) 交流と連携による活力ある京都

◆府市連携「まるっと京都」推進事業費〈新規〉75,000千円

【趣旨】

府市連携による更なる観光客の分散化に向けて、「場所」・「時間」の分散化を推進する。

【主な事業内容】

(1)「朝観光・夜観光」推進事業

ア 「朝観光・夜観光」に関する情報をWEBで発信するとともに、SNS等によるプロモーションを実施

イ 「朝観光・夜観光」のコンテンツやツアー造成を支援

(2)「川の京都」推進事業

「川」をテーマにしたワークショップ、モデルコース造成やファムツアーを実施

IV 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和7年度当初予算（令和6年度2月補正予算を含む）

■ 商工業関係

1. 貨物自動車運送事業者等経営改善支援事業費【継続】40,000千円

燃料費高騰や2024年問題の影響を受ける府内の貨物自動車運送事業者等の事業継続を図るため、経営効率化の取組を支援する。

2. 中小企業金融支援費【継続】150,000,000千円

厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者等の経営の安定・強化を図る。

3. 新しい商店街づくり総合支援事業費【継続】40,230千円

商店街の多機能化、多様な人材の集積及びネットワークの拡大を進めることで、商店街が地域コミュニティの核となり、地域と一体的に発展していくことを支援する。

4. 金融・経営一体型支援体制強化事業費【一部新規】560,000千円（再掲）

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化し、中小企業等の事業継続を支援する。

5. 中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】59,665千円

業界・サプライチェーンを支える企業の休廃業や業績悪化企業の増加に対応するため、事業継続・事業承継に対する意識醸成から業界団体等のネットワークを活かした事業承継に関する掘り起こし機能の強化、関係機関によるマッチングまで、全段階での伴走支援を実施する。

6. 地域商業活性化・物価高騰対策事業費【一部新規】280,000千円

商店街への来街促進や売上回復を図るとともに、物価・エネルギー価格の高騰により影響を受ける府民の生活を支えるため、商店街等が行う消費喚起の取組や安心・安全に買い物ができる環境の整備を支援する。

7. 生産性向上・人手不足対策事業費【一部新規】800,000千円（再掲）

中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施する。

8. 産業創造リーディングゾーン総合推進費【継続】26,000千円（再掲）

産業創造リーディングゾーン全体の取組を進めるため、戦略的で一元的な広報や企業誘致の推進、産学公が連携して行う実証事業や研究会等を実施する。

9. アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費【継続】22,000千円（再掲）

令和5年10月31日にオープンした「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都（ATVK）」における、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造を目指す国内外の産学公との交流やオープンイノベーションを促進するとともに、次世代を担う人材育成を推進する。

10. 伝統産業産地振興拠点創出事業費【継続】94,000千円（再掲）

海外展開等の新規マーケット開拓や新商品開発等を総合的に支援することで、世界から注目されるテキスタイル産地の形成や新事業の創出を促進する。

11. ZET-valley推進事業費【一部新規】18,000千円（再掲）

国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進する。

12. **太秦メディアパーク共創拡大事業費【一部新規】12,000千円（再掲）**
アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点を形成する。
13. **「産学公の森」推進事業費【継続】409,180千円**
人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、新たな成長産業を創生する。
14. **京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費【継続】300,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、プロセスの見直しによる生産性向上と高付加価値化を両立する取組を調査分析から体制構築、実践まで一貫支援を行う。
15. **共創型ものづくり等支援事業費【継続】100,000千円**
産業の分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応するため、経営資源の共有化による企業間連携ビジネスの創出に向けて、企業間連携グループの形成から連携ビジネスの実践まで一貫支援を行う。
16. **起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【継続】106,164千円**
スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。
17. **グローバル・スタートアップ・エコシステム構築事業費【一部新規】84,000千円（再掲）**
オープンイノベーションの基盤となる外国人起業家等が集積するダイバーシティの推進と世界レベルの海外展開の環境整備に加え、ディープテック領域の起業を促進するインキュベーション機能と新技術の社会実装環境の強化により、グローバル・スタートアップ・エコシステムの構築を加速する。
18. **京都次世代半導体産業推進事業費【新規】15,000千円（再掲）**
半導体エコシステムの構築や国内外からの企業・人材の集積など、（仮称）京都半導体バレー構想の骨格で掲げた未来像の早期実現に向け、オール京都の推進体制を整備し取組に着手する。
19. **宇宙市場開拓・連携拡大事業費【新規】1,000千円（再掲）**
産学公連携により、京都北部地域の機械金属業の技術力・対応力が活かせる宇宙関連産業への参入を促進する。
20. **伝統産業産地再構築事業費【継続】29,642千円**
長年の課題であった産地の構造改革を推進するため、令和3年度に設置した「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」を核として、西陣織・京友禅・丹後織物の3産地が連携し、新たなマーケット開拓と、産地を支える生産体制の再構築を図る。
21. **伝統産業事業継続支援事業費【継続】60,000千円**
原材料及びエネルギー価格高騰等の影響により厳しい経営状況にある伝統産業の産地組合及び事業者等のエネルギー価格の負担を軽減するとともに、和装需要喚起のための取組を支援する。
22. **京都産業立地促進事業費【継続】1,111,903千円**
「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。

23. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,093,835千円**
京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
24. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】47,522千円**
ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。
25. **けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】240,077千円**
けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開する。
26. **「けいはんな万博2025」開催事業費【新規】200,000千円（再掲）**
けいはんな学研都市のポテンシャルを最大限に発揮した様々なコンテンツを披露し、高い研究開発力と豊かな歴史文化資源を世界に向けて発信する。

■ 雇用対策・人材育成関係

27. **就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】48,000千円**
中小企業等の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等を支援する。
28. **学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円**
就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援する。
29. **中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】110,450千円**
人手不足が深刻化する中、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。
30. **京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】180,000千円（再掲）**
「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。
31. **非正規雇用者安定就業促進事業費【継続】70,000千円**
就職氷河期世代や若年層の非正規雇用者等の安定就業を促進するため、企業ニーズの高い業界への就業・専門スキル習得を支援する就業・育成一貫支援プログラムを実施するとともに、労働分野全体の相談窓口である「京都お仕事相談窓口」において、求職者の状況に応じた最適な支援を案内する。
32. **障害者雇用促進・活躍応援事業費【一部新規】219,238千円（再掲）**
障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。
33. **京都ジョブパーク推進費【継続】178,826千円**
京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。
34. **就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】134,579千円**
就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

35. 京都産業創造リカレッジプロジェクト事業費【新規】250,000千円

労働集約型産業から知的創造型産業への構造転換を進めるため、「大学の知」を活用した新たな雇用・労働政策を展開することで、企業の自律的な成長と質の高い安定的な雇用を創出する。

■ **観光関係**

36. 京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】159,736千円

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。

37. インバウンド対策事業費【継続】61,801千円

インバウンドの効果を府域全体に行き渡らせるため、情報発信をはじめとするプロモーションを実施する。

38. 「食の京都」推進事業費【継続】40,000千円

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。

39. 文化観光推進事業費【継続】8,000千円

文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。

40. ミニMICE等誘致促進事業費【継続】5,000千円

学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等の多様なMICE（ミニMICE）を京都府域へ誘致する。

41. 京都府観光連盟DMO推進事業費【継続】107,712千円

地域連携DMOとして、多様な関係者と協働し、京都の観光地域づくりを広域的な視点から推進する公益社団法人京都府観光連盟におけるデータ収集・分析による効果的なプロモーションや、京都観光を支える受入基盤強化の取組を推進する。

42. 和食と世界の食サミット開催事業費【新規】52,000千円（再掲）

大阪・関西万博を契機に食をテーマにしたシンポジウムや食の祭典などを開催することで世界の食文化との交流を図り、和食の魅力を世界に発信するとともに、府域への誘客や人材の育成を促進する。

43. 京都の川巡り事業費【新規】11,300千円（再掲）

大阪・関西万博を契機とした淀川舟運の更なる活性化のため、国・地域・民間事業者と連携した淀川沿川でのにぎわい創出イベントを開催し、府域への誘客を促進する。

44. 府市連携「まるっと京都」推進事業費【新規】75,000千円（再掲）

府市連携による更なる観光客の分散化に向けて、「場所」・「時間」の分散化を推進する。

V 参考

1 商工労働観光部所管の主な条例

(1) 京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則（第1条～第3条）
■ 目的（第1条） 中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。 ■ 中小企業の振興のための基本方針（第2条） 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施 ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策 ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策 ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策 ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策 ■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援（第3条） 関係機関と連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援
第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継（第4条～第6条）
○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条） ○ 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条） ○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）
第3章 中小企業の成長発展の促進
第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援（第7条～第12条） ○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等 ◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合 ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定） ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等 ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定 ○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減） ○ 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施 第2節 創業等の促進のための事業環境の整備等（第13条） ○ 研究開発・実証等に必要施設の提供、販路開拓支援、起業教育の推進等の実施
第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進（第14条・第15条）
○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施 ○ 知恵の経営の支援
第5章 中小企業を支える人材の育成等（第16条・第17条）
○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施 ○ 表彰
第6章 雑則（第18条～第19条）
○ 財政上の措置 ○ 規則委任
附 則
○ 平成19年4月1日施行 ○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、令和9年3月31日限りで失効 ○ 規定失効後の不均一課税の経過措置

(2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

前文

日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承をしながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例を制定する。

第1章 総則（第1条～第5条）

■ 定義

「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業

■ 基本理念

府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進

- (1) ひとつづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成
- (2) ものづくり 時代に適合したものづくり
- (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大

■ 責務等

【 府 】

- 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進
- 産業の特性及び技術者の重要性を配慮
- 工芸品等の活用

【事業者】

- 技術、人材等生産基盤の保持
- 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり
- 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成
- 消費者への情報提供

【府 民】

- 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進
- 工芸品などの日常生活への取り入れ

第2章 基本的な施策（第6条～第16条）

【人づくり】 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施

【ものづくり】 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施

【環境づくり】 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施

《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定

《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰

《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与

《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付

第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）

- 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置
- 府民、事業者と一体となった推進組織の整備

第4章 雑則（第19条）

規則委任

附 則

平成 17 年 10 月 18 日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

第1章 総則 （第1条・第2条）
■ 目的 府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業）の集積を促進
■ 基本方針 府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業等の立地促進、労働者の多様な事情等に応じた就業環境の整備による安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施
第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進 （第3条～第9条）
○ ものづくり産業等集積促進地域の指定 ○ ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業等に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減） ○ 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施 ○ 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）
第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進 （第10条～第11条）
○ 特定産業集積促進計画の策定 地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業等以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定 ○ 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施
第4章 雑則 （第12条）
○ 規則委任
附 則
○ 平成14年4月1日施行 ○ 令和9年3月31日限りで失効 ○ 不均一課税の経過措置

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

第1章 総則（第1条～第6条）

■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

■ 責務

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働

若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

第2章 若者就職支援施策等

第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとするこ
と、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、基
礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じること配慮する。

第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要（健康福祉部と共管）

■ 目的（第1条）

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義（第2条）

■ 届出住宅の届出番号等の公表（第3条）

■ 衛生措置の基準（第4条）

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等（第5条）

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限（第6条）

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等（幼保～高）周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務（第7条）

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例（第8条）

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策（第9条）

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言（第10条）

■ 適用除外（第11条）

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任（第12条）

附 則

平成30年6月15日施行。（一部、平成30年3月15日施行。）

2 商工労働観光部所管の主な計画

京都府観光総合戦略

①策定の趣旨

コロナ禍において人と人との接触機会が減少したが、そのことが「交流」の重要性を再認識させることにもなった。また、中長期的に観光客の更なる増加も予想されることから、観光と地域が調和した質の高い観光地づくりや持続性の高い観光が必要となっている。

このため、「交流」と「持続性」の2つを基本理念とし、「交流機会の創出と地域の新たな価値を創造する京都観光」を目指すため、令和5年7月に「京都府観光総合戦略」を改定した。

②現状・課題

- ・「出会い」や「交流」、「体験」を重視するといった観光ニーズの多様化
- ・観光と地域が調和した質の高い観光地づくりや、「持続性」の高い観光の普及・定着
- ・デジタル化の進展による観光分野での新たな価値の創出
- ・「アウトドア」や「個人旅行」等の新しい旅行スタイルの広がり
- ・人口減少による将来的な国内観光需要の頭打ち

③取組方針

- 2025年の大阪・関西万博の開催を好機として、オール京都体制で府内各地への観光客の誘客を促進する。
- 観光を入口に、国内外の多様な人材を惹きつけ、人と人との交流やネットワークを生かして、新たな価値や魅力をつくりあげる。
- 地域住民の理解を得ながら、観光振興が地域社会・経済に好循環を生み、地域が活性化する「持続性の高い観光」を推進する。

<重点プログラムの概要>

- ①大阪・関西万博きょうと誘客プロジェクト（仮称）の推進
- ②持続可能な観光モデル地域の設定
- ③川の恵みを生かした広域周遊プロジェクトの推進
- ④京都学生・観光プロジェクト（仮称）の推進
- ⑤DXを活用した京都観光の満足度向上
- ⑥「京都観光DAO（仮称）」の実証実験

府民躍動 雇用応援★夢プラン

①策定の趣旨

現下の新型コロナウイルス感染症による雇用への影響や少子高齢化による人手不足等の状況も踏まえた、働くことを希望する全ての方々の人材育成や就業支援、さらには企業の人材確保・定着等を応援する総合的かつ体系的な雇用対策の基本方向を定めるもの。

②現状・課題

- ・少子高齢化や人口減少に伴う労働力の確保
- ・高校生や大学生をはじめとする若者の府内就職率の向上
- ・女性、障害者をはじめとするダイバーシティな就労環境の整備促進
- ・新しい生活様式に対応したテレワーク環境の整備促進
- ・自らが希望する働き方や労働時間を実現できる就労環境の整備
- ・社会全体のD Xの加速化に対応できるデジタル人材（D X人材）の育成・確保 等
- ・生涯にわたって活躍し、社会に貢献できる学び直しの機会提供

③取組方針

- 1 雇用の安定・確保について
 - (1)雇用の確保・就業の支援による労働の需給バランスが整った環境づくりの推進
 - (2)高校・大学等の教育機関と京都の中小企業を繋ぐネットワーク機能の強化
 - (3)女性、障害者をはじめとするインクルーシブなダイバーシティ環境の整備・促進
- 2 企業の人材確保と誰もが働きやすい職場環境の整備について
 - (1)人手不足対策の強化
 - (2)「新しい働き方」による雇用創出と働き方改革の推進
 - (3)「子育て環境日本一」に向けた職場づくりと連携した「誰もが働きやすい職場づくり」の推進
- 3 京都産業を支える人材の育成について
 - (1)デジタル社会に対応した人材育成・能力開発の推進
 - (2)人生100年時代における生涯現役活躍に向けた支援（リカレント教育等）の強化
 - (3)次世代を見据えた職業能力の開発・技能の振興

令和 7 年度

農林水産部の事務事業概要

令和 7 年 6 月

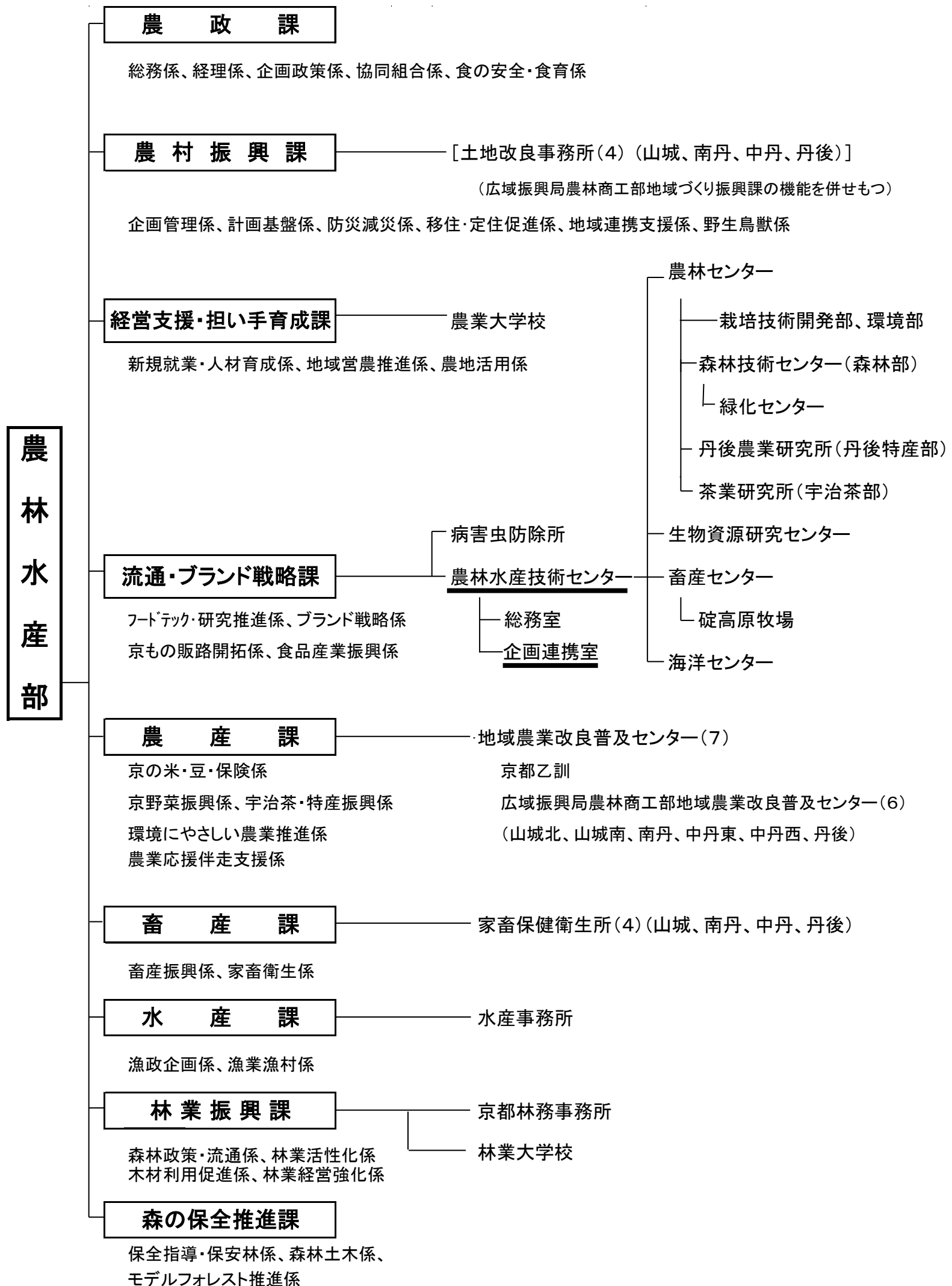
農林水産部

－ も く じ －

農林水産部の組織	1
事 務 分 掌	2
令和 7 年度農林水産関係予算の概要	5
京都府農林水産ビジョンの概要	1 0
京都府農林水産業人材確保育成戦略	2 1
地域別の重点施策	2 3
【参考資料】 主な農林水産関係の統計指標	2 4

農 林 水 産 部 の 組 織

(令和7年4月1日現在)



○農林水産部

(農政課の事務)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 農林水産行政に係る調査に関すること。
- 3 農業協同組合の指導監督に関すること。
- 4 食の安心・安全に関すること。
- 5 食育の推進に関すること。
- 6 部内の人事及び組織に関すること。
- 7 部に属する予算の経理に関すること。
- 8 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- 9 部内他課の主管に属さないこと。

(農村振興課の事務)

- 1 農山漁村集落の対策及び都市と農村の交流に関すること。
- 2 移住の促進に関すること（地域政策室の主管に属するものを除く。）。
- 3 農林振興事業に関すること。
- 4 農業基盤整備資金に関すること。
- 5 部の公共事業の総括に関すること。
- 6 農業農村整備事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- 7 土地分類調査及び水調査に関すること。
- 8 農地及び農業用施設の災害復旧及び防災減災事業に関すること。
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（自然環境保全課の主管に属するものを除く。）。
- 10 野生鳥獣被害対策の推進に関すること。
- 11 土地改良区に関すること。
- 12 土地改良事務所に関すること。
- 13 その他農村振興に関すること。

(経営支援・担い手育成課の事務)

- 1 農林水産業の担い手育成に関すること。
- 2 農林水産業に関する新規就業対策に関すること。
- 3 農業金融に関すること。
- 4 農業経営体の育成に関すること。
- 5 農地中間管理事業に関すること。
- 6 農地の調整及び争議の調停に関すること。
- 7 特定盛土等規制区域における工事等の規制等に関すること。
- 8 農林水産省所管国有財産の管理及び処分に関すること。
- 9 農業委員会等に関すること。
- 10 農業大学校に関すること。

(流通・ブランド戦略課の事務)

- 1 農林水産業に関する加工、流通及び販売等の推進に関すること。
- 2 農林水産業に関する試験研究の総合調整に関すること。
- 3 農林畜水産物のブランド化の推進に関すること。
- 4 農産物等の需給及び価格対策に関すること。
- 5 食品産業の振興及び支援に関すること。
- 6 地方卸売市場等に関すること。
- 7 病虫害防除所及び農林水産技術センターに関すること。

(農産課の事務)

- 1 主要農産物に関すること。
- 2 主要食糧の需給、価格及び流通に関すること。
- 3 農業機械及び農用施設に関すること。
- 4 農業保険に関すること。
- 5 園芸作物に関すること。
- 6 特用農産物に関すること。
- 7 茶業及び蚕糸業に関すること。
- 8 環境にやさしい農業の推進に関すること。
- 9 農薬及び肥料に関すること。
- 10 植物防疫に関すること。
- 11 農業改良普及事業に関すること。
- 12 地域農業改良普及センターに関すること。
- 13 その他農業生産に関すること。

(畜産課の事務)

- 1 家畜、家きんの改良増殖に関すること。
- 2 酪農業に関すること。
- 3 家畜市場及び家畜商に関すること。
- 4 飼料及び牧野に関すること。
- 5 家畜伝染病の予防その他家畜衛生に関すること。
- 6 獣医師、装蹄師、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に関すること。
- 7 動物薬事に関すること。
- 8 家畜保健衛生所に関すること。
- 9 その他畜産に関すること。

(水産課の事務)

- 1 漁業調整に関すること。
- 2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- 3 漁業の取締りに関すること。
- 4 水産資源に関すること。
- 5 水産業協同組合の経理の指導及び検査に関すること。
- 6 漁船及び漁船保険に関すること。
- 7 漁業の振興及び水産金融に関すること。
- 8 漁港に関すること。
- 9 遊漁船業に関すること。
- 10 水産事務所に関すること。
- 11 その他水産に関すること。

(林業振興課の事務)

- 1 地域林業振興計画に関すること。
- 2 地域森林計画に関すること。
- 3 緑の公共事業の推進に関すること。
- 4 森林の適正な管理に関すること。
- 5 森林経営管理に関すること。
- 6 豊かな森を育てる基金に関すること。
- 7 森林水源地域の保全に関すること。
- 8 林産物の流通に関すること。
- 9 造林及び間伐事業に関すること。
- 10 府営林事業に関すること。
- 11 府内産木材の需要拡大に関すること。
- 12 林業金融に関すること。
- 13 林業経営の指導及び林業普及に関すること。
- 14 森林組合その他林業団体に関すること。
- 15 林業労働対策に関すること。
- 16 京都林務事務所及び林業大学校に関すること。
- 17 その他一般林業の指導奨励に関すること。

(森の保全推進課の事務)

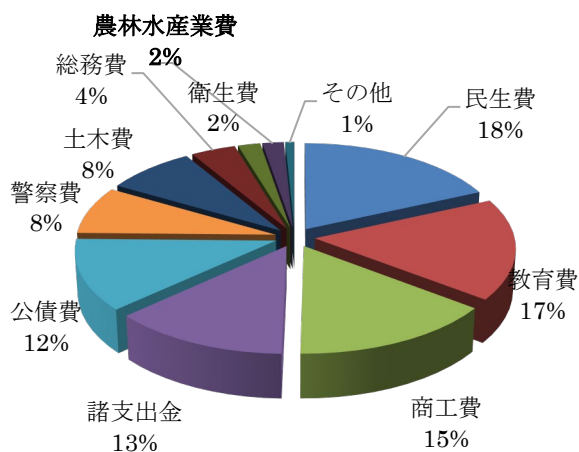
- 1 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 2 林地開発に関すること。
- 3 特定盛土等規制区域における工事等の規制等(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 4 治山事業に関すること。
- 5 林道事業に関すること。
- 6 林地に係る公共施設等の災害復旧に関すること。
- 7 モデルフォレスト運動の推進に関すること。
- 8 森林に関するボランティア等(他課の主管に属するものを除く。)の育成に関すること。
- 9 緑化推進に関すること。
- 10 森林病虫害の防除に関すること。
- 11 その他森林の保全に関すること。

令和7年度 農林水産関係予算の概要

京都府では、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を実感していただくための予算を編成し、予算規模(当初予算と一体的に編成する令和6年度2月補正予算を含む。)は、一般会計で前年度当初予算比5.6%増の約1兆605億円を計上しました。

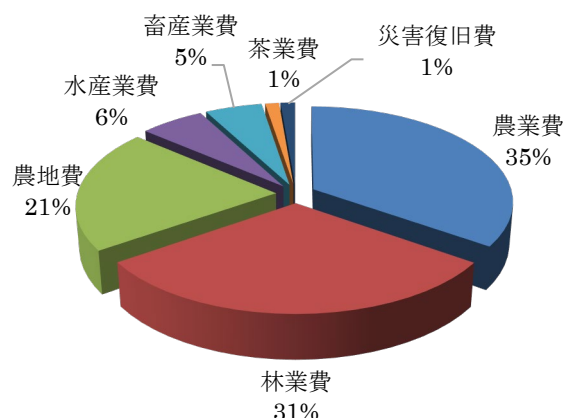
農林水産分野においては、「京都府農林水産ビジョン」(令和5年3月改定)の5つの「重点戦略」に関する事業など、希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村を実現するための取組を計画的かつ総合的に推進する予算として一般会計で約238億円を計上しました。

〈京都府の予算〉



総額
約 1兆605億円

〈農林水産関係予算の内訳〉



総額
約 238億円

令和7年度当初予算の概要

【戦略1】フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

＜①先端技術の活用による農林水産業の成長産業化＞

■京都フードテック推進事業

【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】

京都の食産業の高付加価値化と競争力強化を図るため、研究機関整備の推進とシーズとニーズのマッチング強化により、京都ならではのフードテック(※)を創出する。

(新規)農林水産技術センター(亀岡市)土壤汚染調査

(新規)京都プレミアム中食オープンイノベーションラボ(宇治市)の整備

(新規)フードテックコーディネーターによるシーズとニーズのマッチング活動

(※)フードテック:社会課題の解決に資する食分野の最先端技術の総称

■京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 5億8,575万円(うち2月補正 200万円)】

京都府みどりの食料システム基本計画に基づき、農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給の確保に向け、環境負荷低減事業活動を推進する。

(新規)エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援

＜②京都の特長を生かした生産力の強化＞

■集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,415万円】

複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上を支援することにより、京野菜などのメガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築し、持続可能な地域農業を創出する。

■京都農業経営強化事業 【継続 1億542万円】

ブランド京野菜など収益性の高い園芸産地を育成するため、園芸用パイプハウスや生産・出荷調整用機器の整備等を支援する。

■藻場づくり推進事業 【新規 500万円】

藻場の減少に起因する海洋環境の悪化等を防ぐため、地域協議会(府・沿岸市町・漁業者団体等)が行う藻場の保全活動や普及啓発の取組を支援する。

・藻場の現状分析・保全状況等の調査等の支援

・SDGsやブルーシーフード普及啓発、ワークショップ開催支援

＜③安心・安全をもたらす基盤づくり＞

■農林水産業基盤整備事業 【継続 83億6,330万円(うち2月補正 41億2,500万円)】

農林水産業のイノベーション実現のため、農地や用排水施設、漁港、林道等の生産基盤整備を推進するとともに、安心・安全な地域社会の実現のため、ため池改修、漁港海岸や治山施設の整備等、農山漁村や森林の防災・減災対策を実施する。

■きょうと「食の安心・安全」確保事業 【継続 2,436万円】

食品表示の監視や研修会開催などの事業者支援、食に関する情報提供等を実施し、食の安心・安全を確保する。

【戦略2】森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

＜①木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化＞

■森林環境譲与税事業 【一部新規 1億9,078万円(うち2月補正 1,100万円)】

市町村への技術的支援や職員研修等の充実を図り、市町村が行う森林経営管理の取組を支援する。

(新規)森林組合、林業事業体、市町村等で構成する協議会が行う、地域で集約化を進める取組を支援

■豊かな森を育てる府民税事業(ひろがる京の木整備事業) 【継続 1億1,500万円】

府内産木材の利用を推進するため、住宅や商業施設等における需要の拡大に向けた取組を支援する。

■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(経営力向上対策) 【継続 3億2,307万円】

経営改善に向けた取組の支援や運営経費の貸付等により、持続可能な林業経営の確立を推進する。

＜②山地災害の防止・低減のための対策強化＞

■森林災害防止事業(一部豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 31億9,001万円(うち2月補正 9億3,100万円)】

危険木伐採、間伐等による森林整備や治山施設の設置等を実施し、森林が有する災害防止機能を高度に発揮させることにより、防災・減災対策を強化する。

■豊かな森を育てる府民税事業(森林防災対策)

【継続 6億3,500万円(うち2月補正 600万円)】

府民生活の安心・安全を確保する上で、森林の多面的機能が果たしている役割は重要であることから、災害に強い森づくりの推進、造林の促進支援、森林の魅力を発信するイベントの開催等を実施する。

【戦略3】オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

＜①京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上＞

■京都フードテック推進事業(再掲)

【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】

国内外における府内産農林水産物・加工品(京もの)の新たなブランド価値を創造・付加し、他産地との優位性を確保するため、産学公連携による研究体制の構築や京もの食品を活用した商品開発・海外販路開拓を支援する。

■「京の米」ブランド力向上対策事業

【継続 7,068万円】

京都府オリジナルブランド米「京式部」や「京の米」の新たな市場・販路拡大を展開するため、ブランド化を戦略的に進めるとともに、高品質化と知名度向上を推進する。

■宇治茶ブランド世界発信事業

【継続 2,763万円】

宇治茶の新たな市場・販路拡大を図るため、高品質で市場評価が高い「宇治種」への改植を推進するとともに、宇治茶のプレミアムブランド化や商標対策、茶業振興、世界文化遺産登録に向けた取組を展開する。

■きょうとまるごとお茶の博覧会開催事業

【新規 400万円】

万博を契機に京都を訪れる人々に京都の茶文化を発信するため、府域のお茶関連イベント等をつなぐスタンプラリーを実施する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(京都産水産物生産・流通拡大事業)

【継続 710万円】

トリガイ養殖施設等の生産設備の整備や生産技術の開発等を支援し、府内産水産物の生産・販路を拡大する。

＜②京都ブランドを支える流通の基盤づくり＞

■「食の京都」推進事業

【継続 4,000万円】

「食の京都」をキーワードに、地域のいちおし食材を活用した地域の魅力向上や、消費地での認知度向上を図り、「食」を目的とした周遊観光を促進する。

■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業

【継続 856万円】

学校・保育所・地域等での体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進するため、「きょうと食いく先生」の派遣や地域の食育活動の支援、若い世代を対象とした食育出前講座等を実施する。

【戦略4】人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

＜①意欲ある経営者の育成・支援体制の確立＞

■農林水産業人材確保育成戦略事業 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】

農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、「農林水産業人材育成センター」を司令塔とし、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援する。

■京都農人材育成強化事業 【継続 4億7,588万円(うち2月補正 1,200万円)】

相談から就農までをワンストップで一貫してサポートするとともに、京の農業応援隊(農業改良普及センターなど)による技術研修等の伴走支援に加え、発展段階に応じた経営研修を一体的に実施する。

■京都畜産未来の担い手づくり事業 【継続 321万円】

畜産の担い手を確保し、後継者の育成を推進するため、畜産法人等への就業者や新規就農希望者に対する研修等を実施する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業 【継続 1,592万円】

持続可能な漁業のため、府内産水産物の生産・流通拡大、次世代の担い手育成により漁業・漁村を活性化する。

■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業 【継続 4億1,227万円】

生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業体の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。

■農林水産業経営基盤強化事業 【新規 3億2,500万円(うち2月補正 3億2,500万円)】

経営が厳しい状況にある農林水産業等に対し、経営基盤強化に資する取組をソフトとハードの両面から支援を実施する。

- ・農作物の高温対策技術の実証や魚類の行動生態等に係る調査・分析を行い、府内農林水産業者に情報提供
- ・経営基盤強化に資する設備導入を支援

＜②農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大＞

■農林水産業人材確保育成戦略事業(再掲) 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】

農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、「農林水産業人材育成センター」を司令塔とし、分野横断で誘導から定着・経営発展までを一貫して支援する。

■農林水産業労働力確保対策事業 【一部新規 1,000万円(うち2月補正 1,000万円)】

農林水産業の枠にとらわれない多様な担い手の確保・雇用を促進する。

(新規)各振興局、農業改良普及センター等による研修会等の開催

■京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した府民参画、府民協働による森づくりを推進する。

【戦略5】人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

＜①持続的で活力に満ちた地域づくり＞

■京のむらづくり推進事業

【継続 1億3,320万円(うち2月補正 1,200万円)】

中山間地域における地域運営体制の構築を伴走支援し、地域共同活動の合理化と、その余力で新たな事業の創出を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する。

■有害鳥獣総合対策事業

【一部新規 9億5,950万円(うち2月補正 3億7,100万円)】

ツキノワグマによる被害を防止するための総合的な対策を実施するとともに、ニホンジカの捕獲強化等により農作物被害対策を推進する。

(新規)ツキノワグマ出没抑止のための放置果樹伐採、被害防止のための捕獲、現場対応を担う人材育成

■日本型直接支払事業

【継続 14億9,885万円】

国の日本型直接支払制度等を活用し、地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動等を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を推進する。

■「移住するなら京都」推進事業

【継続 2億9,507万円】

「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住から定住に至るまでの各段階に応じた支援により、農村漁村地域の活性化を推進する。

＜②地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開＞

■内水面漁観連携推進事業

【継続 1,400万円】

内水面が有する多面的機能の増進を図るため、異業種との連携等により自然に触れ合う機会を創出するなど、新たな地域振興の取組を支援する。

「京都府農林水産ビジョン」 ～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～

長期化するコロナ禍や今般の資材高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、府農林水産行政の運営指針となる「京都府農林水産ビジョン（令和元年12月策定）」を令和5年3月に改定しました。

京都府農林水産ビジョン —希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創—

京都府における農林水産施策を計画的かつ総合的に進めるため、京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を体系化・具体化して示すものです。

＜計画期間＞ 令和元年度から令和10年度まで（目標年度：令和8年度）

農林水産業・農山漁村の将来ビジョン —2040年に目指す姿—

ビジネス

魅力的な「産業」として夢あふれる
農林水産業のイノベーションを実現



コミュニティ

地域の人々の希望と活力に満ちた
「農山漁村」を実現



セキュリティ

防災対策や食料の安定供給、食の安全性確保など
「安心・安全」な地域社会を実現

5つの重点戦略 —将来ビジョンを実現するため、今後4年間で集中展開—

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- ・最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- ・環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- ・農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進

戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- ・森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- ・木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- ・治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- ・異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- ・「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- ・人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- ・半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- ・話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- ・地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- ・地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出

令和8年度末までに集中展開すべき5つの重点戦略と基本的な考え方

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- 最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- 環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- 農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
農林水産業産出額	億円/年	775*	862.9 (令和5年度)	802
農業産出額 **	億円/年	701*	764.4 (令和5年度)	712
林業産出額	億円/年	33.2*	43.4 (令和5年度)	45.9
漁業産出額	億円/年	40.3*	55.1 (令和5年度)	43.6
スマート関連技術導入件数	件/年	30	46	55
環境にやさしい農業の取組面積	ha/年	2,160	2,646	2,875
南北連携に取り組んでいる農業経営体数	経営体	6	7	10
防災重点農業用ため池に係る防災工事に新たに着手した箇所数	箇所	6	13	28

* 平成28年～令和2年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

** 農業産出額（農林水産省統計）から、くり生産額（京都府調べ）を除いたもの（くり生産額は林業産出額（京都府調べ）を含む）

令和7年度予算での取組

1. 先端技術の活用による農林水産業の成長産業化

- 京都フードテック推進事業 【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】
 - 推進拠点整備 (7,800万円)
 - 研究開発(シーズ)の推進 (8,450万円(うち2月補正 3,150万円))
 - ニーズの集約 (1,335万円)
 - シーズとニーズのマッチング (1,000万円(うち2月補正 200万円))
 - 実装支援 (1億9,950万円(うち2月補正 3,000万円))
- 京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 5億8,575万円(うち2月補正 200万円)】
 - みどりの食料システム戦略推進総合対策事業 (2億5,290万円)
 - 有機農業・環境調和型農業支援事業 (3,085万円)
 - バイオマス地産地消施設整備事業 (3億円)
 - 耕畜連携推進事業 (200万円(うち2月補正 200万円))

2. 京都の特長を生かした生産力の強化

- 集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,415万円】
 - 稲作・園芸規模拡大支援事業 (5,615万円)
 - 広域的農地(100ha)管理体制構築事業 (800万円)
- 京都農業経営強化事業 【継続 1億542万円】
 - 京野菜生産加速化事業 (1億510万円)
 - 「京の食6次産業化を進める経済人会」活動支援事業 (32万円)
- 藻場づくり推進事業 【新規 500万円】
 - 藻場の造成・保全活動の推進 (440万円)
 - 普及啓発活動の推進 (60万円)

3. 安心・安全をもたらす基盤づくり

- 農林水産業基盤整備事業 【継続 83億6,330万円(うち2月補正 41億2,500万円)】
- きょうと「食の安心・安全」確保事業 【継続 2,436万円】

戦略２ 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- 森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- 木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- 治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
適正に経営管理されている人工林面積	ha	29,196	35,890 (令和5年度)	48,000
うち、森林経営管理制度により林業事業体に経営委託されている面積	ha	0	256 (令和5年度)	5,100
一貫作業による施業面積	ha	5	10 (令和5年度)	47
素材生産量	万m ³ /年	16.2	19.8 (令和5年度)	28.0
府内産木材の利用量	万m ³ /年	14.0	18.5 (令和5年度)	25.7
山地災害危険地区の整備箇所数	箇所	1,750	1,777	1,990
うち、特に災害リスクが高い箇所	箇所	340	348	420

令和7年度予算での取組

1. 木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化

- 森林環境譲与税事業 【一部新規 1億9,078万円(うち2月補正 1,100万円)】
 - 森林経営管理制度に取り組む市町村支援 (1億4,928万円(うち2月補正 1,100万円))
 - 木材利用推進に向けた広域的な取組 (4,150万円)
- 豊かな森を育てる府民税事業(ひろがる京の木整備事業) 【継続 1億1,500万円】
- 次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(経営力向上対策) 【継続 3億2,307万円】

2. 山地災害の防止・低減のための対策強化

- 森林災害防止事業(一部豊かな森を育てる府民税活用) 【継続 31億9,001万円(うち2月補正 9億3,100万円)】
 - 森林所有者等による取組が困難な危険箇所への対策 (21億6,007万円(うち2月補正 4億2,800万円))
 - 森林所有者等による森林整備 (9億3,494万円(うち2月補正 4億9,700万円))
 - 地域住民による社寺の森等における風倒木等処理 (9,500万円(うち2月補正 600万円))
- 豊かな森を育てる府民税事業(森林防災対策) 【継続 6億3,500万円(うち2月補正 600万円)】
 - 森林防災機能強化事業 (3億1,600万円)
 - 豊かな森づくり総合対策事業 (9,500万円(うち2月補正 600万円))
 - 豊かな森林継承事業 (1,400万円)
 - 豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業 (2億円)
 - 地域振興計画推進費 (1,000万円)

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- 異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- 「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
新たに異業種連携・6次産業化に取り組んだプロジェクト数	件	104	303	650
農林水産物・加工品の輸出額	億円/年	23.0	39.8 (令和5年度)	40.3
京のブランド製品の新たな品目・出荷規格数	件	1	4	8
オリジナル米「京式部」の栽培面積	ha/年	103	131	300
特用林産物の生産額	百万円/年	1,164*	1,326 (令和5年度)	1,266
GI等国际水準認証数	件	1	2	3
きょうと食いく先生授業数	授業/年	457	580	586

* 平成28年～令和2年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上

■京都フードテック推進事業(再掲)	【一部新規 3億8,535万円(うち2月補正 6,350万円)】
○推進拠点整備	(7,800万円)
○研究開発(シーズ)の推進	(8,450万円(うち2月補正 3,150万円))
○ニーズの集約	(1,335万円)
○シーズとニーズのマッチング	(1,000万円(うち2月補正 200万円))
○実装支援	(1億9,950万円(うち2月補正 3,000万円))
■「京の米」ブランド力向上対策事業	【継続 7,068万円】
○新京都ブランド米「京式部」PR戦略事業	(868万円)
○「京の米」ベンチャーコンペティション事業	(200万円)
○「京の米」生産イノベーション事業	(6,000万円)
■宇治茶ブランド世界発信事業	【継続 2,763万円】
○宇治茶ブランド普及拡大事業	(420万円)
○宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業	(1,143万円)
○宇治茶産地体制強化事業	(1,200万円)
■きょうとまるごとお茶の博覧会開催事業	【新規 400万円】
■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(京都産水産物生産・流通拡大事業)	【継続 710万円】

2. 京都ブランドを支える流通の基盤づくり

■「食の京都」推進事業	【継続 4,000万円】
■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業	【継続 856万円】
○食いく先生等派遣事業	(240万円)
○食いく先生交流・スキルアップ等事業	(14万円)
○子育て世代食育力向上事業	(73万円)
○ヤング食育強化事業	(4万円)
○市町村食育推進事業	(524万円)

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
新規就業者数（農業）	人/年	164***	138 (令和5年度)	160
うち、宇治茶	人/年	11***	8 (令和5年度)	14
うち、畜産	人/年	9***	5	12
新規就業者数（林業）	人/年	34***	43 (令和5年度)	35
新規就業者数（漁業）	人/年	48***	52 (令和5年度)	50
認定農業者数	経営体	1,467	1,498 (令和5年度)	1,830
販売額2,000万円/年以上の農業経営体数	経営体	361	376 (令和5年度)	450
素材生産量1万m ³ /年以上の林業事業体数	事業体	4	3 (令和5年度)	10
販売額400万円/年以上の個人漁業者数	人	5	6 (令和5年度)	9
農業法人数	法人	417	447 (令和5年度)	467
経営継承に向けた支援により法人化した畜産農家数	経営体	0	0	6
担い手への農地集積率	%	32.8	35.3 (令和5年度)	53.0
農業参入している農外企業数	法人	109	116 (令和5年度)	159

*** 平成29年～令和3年の5年間で最大と最小を除いた3年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 意欲ある経営者の育成・支援体制の確立

- 農林水産業人材確保育成戦略事業 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】
 - 農林水産業人材確保育成活動事業 (1,898万円(うち2月補正 350万円))
 - 農林水産業人材育成ネットワーク運営事業 (100万円)
- 京都農人材育成強化事業 【継続 4億7,588万円(うち2月補正 1,200万円)】
 - 京都農人材育成センター事業 (6,271万円)
 - 人材育成支援事業 (4億1,317万円(うち2月補正 1,200万円))
- 京都畜産未来の担い手づくり事業 【継続 321万円】
 - 畜産人材育成推進事業 (274万円)
 - 畜産経営継承円滑化事業 (47万円)
- 未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業 【継続 1,592万円】
- 次世代林業を担う林業事業体総合支援事業 【継続 4億1,227万円】
 - 経営力向上対策事業 (3億2,307万円)
 - 人材確保対策事業 (8,920万円)
- 農林水産業経営基盤強化事業 【新規 3億2,500万円(うち2月補正 3億2,500万円)】
 - 経営基盤強化に資する実証を実施 (2,500万円(うち2月補正 2,500万円))
 - 経営基盤強化に資する設備導入等への支援 (3億円(うち2月補正 3億円))

2. 農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大

- 農林水産業人材確保育成戦略事業(再掲) 【新規 1,998万円(うち2月補正 350万円)】
- 農林水産業労働力確保対策事業 【一部新規 1,000万円(うち2月補正 1,000万円)】
- 京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出



目標数値

項 目	単位	基準値	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
農村型地域運営組織（農村RMO）等を形成した地区数	地区	0	2	6
地域のファン（参加型住民）数	人	890	5,363	6,000
京都府への移住者数	人	676	1,210 (令和5年度)	7,000
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	集落	914	910	935
野生鳥獣被害金額	百万円/年	249	257 (令和5年度)	120
ICTを活用した野生鳥獣被害対策数	件/年	7	4	9
狩猟又は有害鳥獣捕獲事業を行う狩猟登録者数	人/年	2,753	2,741	2,800
地域ビジネス創業数	件/年	22****	22	22
野生鳥獣のジビエ利用量	t/年	66.0	101 (令和5年度)	83.5

**** 平成29年～令和3年の5年間の平均をとったもの

令和7年度予算での取組

1. 持続的で活力に満ちた地域づくり

- 京のむらづくり推進事業 【継続 1億3,320万円(うち2月補正 1,200万円)】
 - 農山漁村コミュニティの再構築支援 (3,140万円)
 - 複数集落が連携した地域運営組織の設立支援 (6,300万円(うち2月補正 1,200万円))
 - 農山漁村発イノベーションの推進 (2,300万円)
 - 農山漁村コミュニティ形成の伴走支援 (1,580万円)
- 有害鳥獣総合対策事業 【一部新規 9億5,950万円(うち2月補正 3億7,100万円)】
 - ツキノワグマ被害防止総合対策 (2,850万円)
 - 被害半減の推進 (6億661万円(うち2月補正 3億7,100万円))
 - 生息数半減の推進 (3億1,689万円)
 - 担い手倍増等の推進 (750万円)
- 日本型直接支払事業 【継続 14億9,885万円】
 - 農と環境を守る地域協働活動支援事業 (9億4,800万円)
 - 中山間地域等直接支払事業 (5億2,000万円)
 - 有機農業・環境調和型農業支援事業 (3,085万円)
- 「移住するなら京都」推進事業 【継続 2億9,507万円】
 - 移住者の住まいの確保支援 (1億700万円)
 - 移住検討者に対する情報発信 (5,660万円)
 - 移住定住へのフォローアップ (2,440万円)
 - 移住者の仕事の確保支援 (1億707万円)

2. 地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開

- 内水面漁観連携推進事業 【継続 1,400万円】

京都府 農林水産業人材確保育成戦略

～魅力ある京都府農林水産業の実現に向けて～

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、産学公民の多様な主体と連携し、分野を横断した効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図ります。

< 計画期間 > 令和7年度から令和11年度まで

農林水産業・農山漁村を取り巻く現状

● 農林水産業

- ・就業者数の減少、会社経営体の増加
- ・生産コストの上昇、気候変動
- ・先端技術の発展・高度化

● 農山漁村

- ・過疎化・高齢化による地域コミュニティの衰退
- ・農地・森林の管理不足による国土保全機能の低下
- ・ライフスタイルの多様化による働き方の変化

育成すべき担い手像

● 農林水産業の成長産業化を牽引する専門人材

- ・生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟・的確に対応できる高度経営人材
- ・環境変化に対応し、最先端技術を積極的に取り入れ、生産効率を向上できる高度技術人材

● 半農半Xなど様々な形で農林水産業へ関わり、農山漁村を支える多様な人材

● 自らの特性を活かし、共に活躍する共生社会を実現できる人材

人材確保・育成施策の課題

- 「育成すべき担い手像」のニーズに応じた多様な人材育成・定着施策の推進
- 農林水産業を取り巻く環境に対応できる専門性の高い教育カリキュラムの提供
- 府研修教育機関（農業大学校、林業大学校、海の民学舎）等における定員充足率、府内就業・定着率の向上

令和7年3月 京都府農林水産部



施策の方向性

推進体制の整備

●「京都府農林水産業人材確保・育成センター」を設置

農林水産業の分野を横断し、
・誘導から相談・体験、研修、就業、経営発展まで
一貫してサポートする司令塔として
人材確保・育成のトータルマネジメントを実施

●「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」を設立

産学公民の多様な主体との連携により、
・育成すべき担い手のニーズに応じた
多様な教育メニューを効果的・効率的に提供
・人材確保・育成施策の評価・検証を実施

具体的な施策(主なもの)

分野横断の施策

- ✓誘導段階・・・SNS等による農林水産業の魅力発信や、ボランティアの募集、マッチングの実施
- ✓相談・体験段階・・・高校生などを対象とした農林水産業分野横断インターンシップの実施
- ✓実践研修段階・・・府研修教育機関の学生を対象とした経営やコミュニケーション等の合同講座の開催
- ✓就業段階・・・独立就業に向けた実践研修を行う経営体（インキュベーションファーム）への支援
- ✓経営発展段階・・・経営発展を目指す経営体を対象とした高度な経営や労務管理等の合同研修の開催

分野ごとの施策

農業（農業大学校）

林業（林業大学校）

水産業（海の民学舎）

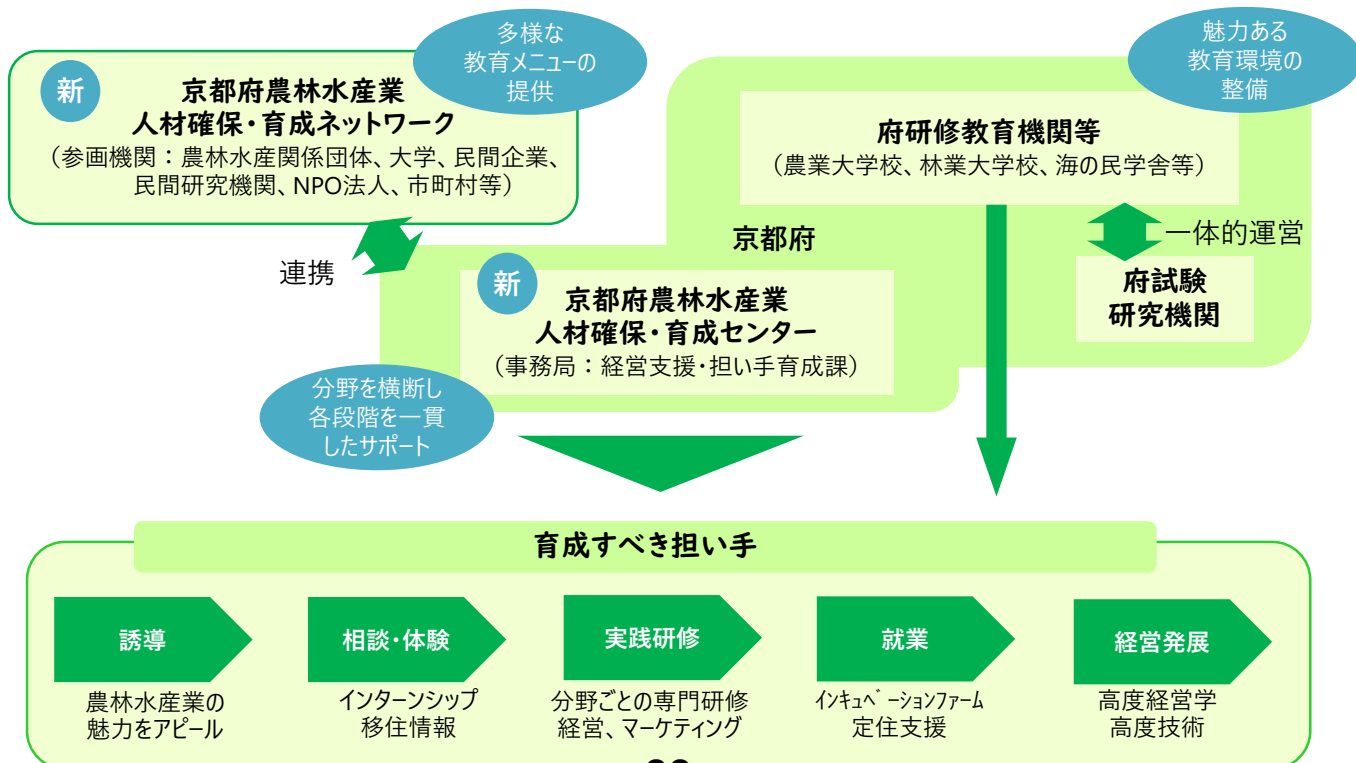
- 魅力ある
教育環境の整備
(府試験研究機関
との一体的運営)

- ✓農業版MBA講座や
最先端知識・技術が
習得できる講座を実施
- ✓茶業や畜産業の研修制度
との一貫教育コースを創設

- ✓スマート技術の習得の場
や他県林業大学校との
合同授業などの充実
- ✓効率的な施業や
収益性の高い経営能力を
習得する講座を実施

- ✓座学、実地研修の
教育内容を充実、
若手漁業者を対象とした
特別講義を実施
- ✓海業など、経営の多角化
のための講座を実施

人材確保・育成の新たな仕組み



地域別の重点施策

丹後地域

大阪・関西万博を契機とした丹後ブランドの魅力発信

- 丹後産水産物を使ったメニュー開発や、京阪地域及び丹後地域の飲食店や販売店において丹後産水産物の料理提供やPRイベントを実施し、丹後の豊かな「海の幸」の魅力を発信
- 果樹の新規担い手育成、海外輸出の拡大に向けた商談会、「丹後フルーツフェス」の開催等、丹後産フルーツの産地強化・PRの取組を推進
- 先輩移住者のネットワークを活かし、移住・定住の促進を図るとともに移住者等が活躍できる地域づくりを推進
- 地元の子どもたちをはじめ、地域住民の森林への関心を高めるため、「丹後WOOD FESTIVAL」や森林の役割を学ぶ学習会等を通じて森の魅力を発信



丹後産水産物のPR



高校生の林業機械操作体験

中丹地域

心つながる海・里山・まちを舞台に 求める暮らしが実現できる地域づくり

- 先輩移住者との交流等による地域の魅力を発信するセミナーや全国的な移住フェア等と連携した移住相談会による移住・定住の促進
- 万願寺甘とうや中丹地域の茶等の特産物の生産技術向上を図る講習会等により、担い手育成を進め、実需者ニーズに対応した「儲かる農林水産業」を推進
- 紫ずきん生産力回復のため、大規模栽培における機械化一貫体系のモデル生産者の育成
- 丹波くりの中核的生産者の更なる技術力・指導力向上と組織的な指導体制の構築を図るため、技術力向上研修や生産者指導を実施
- 主伐・再造林一貫作業の実践と普及促進を行うとともに、木造住宅のPRや木製品販売により木材利用を広く発信する「もくフェスin中丹」を開催



8年連続で過去最高の販売金額を更新している「万願寺甘とう」

南丹地域

来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口1,000万人超の賑わいと活気のある京都丹波

- 「都会に近い田舎、トカイナカ」の魅力を活かし、京都丹波地域の関係人口、移住者の増加を促進するとともに、定住に向けた受入地域の体制強化
- 鮎を地域の魅力ある観光コンテンツとして育成し、夏から秋にかけての京都丹波地域への「食」を目的とした観光誘客を促進
- 京都丹波の「食」を支える様々な農業経営体に対して、ニーズに基づく支援を実施（若手農業者等への経営支援・環境負荷低減の取組支援・畜産農家の販路開拓支援）
- 丹波くりの中核的生産者を育成し、組織的な指導体制を構築するとともに、定点観測・分析による防除適期の見極め等を行い、生産拡大と品質向上を推進
- 林業・木材産業のPRを展開し「木づかい」の機運醸成を図り、森林資源の循環利用を推進
- 野生鳥獣被害に遭っている集落に対し現地調査を行い、課題と対応策を共有し、地域ぐるみの被害防止対策を促進



夏を告げる魚 鮎



大粒で色つやに優れた丹波くり

山城地域

個性豊かなそれぞれのエリアが魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域

- 飲食店等における山城産食材を利用した新メニュー・新商品開発やマルシェ、「宇治茶・山城ごちそうフェスタ」の開催等により、山城の「食」の魅力を発信
- 地域の特産品目である九条ねぎについて、近年の猛暑による品質低下を緩和し、夏期に良品生産するための栽培技術改善を支援
- 大阪・関西万博を契機に、宇治茶など山城地域の魅力を国内外へ発信し、消費拡大及び周遊観光を促進
- 移住体験ツアーや山城地域の魅力をPRするイベントの開催等により、移住を促進
- 林業・木材産業関係団体等との連携により、山城産木材の利用促進に向けたツアーやセミナー等を開催し、普及啓発を展開



山城産食材を使った新メニュー・新商品開発

主な農林水産関係の統計指標（一覧）

項 目		単 位	京都府A	全 国B	A －×100 B	数値の基礎
一 般	京都府の面積	ha	461, 221			国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
	うち農林水産施策対象面積	約 3 9 万ha（府面積の約 8 5 %相当）				
	京都府の人口	人	2, 578, 087			
農 業	農業経営体数	経営体	14, 181	1, 075, 580	1. 3	2020年農林業センサス（R2. 2. 1）
	うち個人経営体	経営体	13, 659	1, 037, 231	1. 3	
	農家数	戸	24, 953	1, 746, 990	1. 4	
	自給的農家数	戸	11, 337	719, 208	1. 6	
	販売農家数 （個人経営体）	戸	13, 616	1, 027, 782	1. 3	
	世帯員数	人	42, 938	3, 489, 376	1. 2	
	農業従事者	人	30, 936	2, 493, 422	1. 2	令和 6 年耕地及び作付面積統計
	基幹的農業従事者	人	15, 130	1, 362, 914	1. 1	
	耕地面積	ha	29, 000	4, 272, 000	0. 7	
	田	ha	22, 600	2, 319, 000	1. 0	
	畑	ha	6, 480	1, 952, 000	0. 3	
	農家 1 戸当たり耕地面積	a	116	245	－	
	耕地利用率	%	78. 6	91. 0	－	令和 5 年耕地及び作物面積統計
	農業産出額	億円	766	95, 579	0. 8	【農業産出額 全国 第37位】 令和 5 年生産農業所得統計
	米	億円	164	15, 279	1. 1	
	野菜	億円	299	23, 243	1. 3	
	畜産	億円	175	37, 721	0. 5	
	工芸農作物	億円	36	1, 467	2. 5	
	生産農業所得 （販売農家 1 戸当たり）	億円	249	33, 421	0. 7	
	農業所得率	%	23. 1	26. 6	－	平成25年農業経営統計調査（個別経営） （平成26年以降京都府数値未公表）
	農家総所得	千円	5, 848	4, 727	123. 7	
	農業所得	千円	811	1, 321	61. 4	
農業依存度	%	33. 1	46. 2	－		
食 料	食料自給率（カロリーベース）	%	12	38		府 R 4 概算 国 R 5 概算
	（生産額ベース）	%	17	61		府 R 4 概算 国 R 5 概算
農 村	農業集落数		1, 684	138, 243	1. 2	2020年農林業センサス（R2. 2. 1）
林 業	林野面積	ha	342, 293	24, 770, 166	1. 4	
	林業経営体数	経営体	619	34, 001	1. 8	
	林業産出額	億円	43	5, 563	0. 8	府：京都府林業統計令和 6 年版 全国：林業産出額 確報 令和 5 年林業
	林野率	%	74. 2	66. 4		2020年農林業センサス（R2. 2. 1）
水 産 業	経営体数	－	545	65, 662	0. 8	2023年漁業センサス（R5. 11. 1）
	漁船隻数	隻	836	109, 283	0. 8	
	生産量（海面漁業・養殖業）	t	10, 088	3, 777, 921	0. 3	漁業・養殖業生産統計年報（令和 5 年度）
	生産額（ ” ）	億円	55	15, 241	0. 4	漁業産出額（令和 5 年度）